



福島医発第2804号(地)

令和2年2月3日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の
一部を改正する政令等について

今般の新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）について、指定感染症（2類感染症相当）として定閣議決定され、2月7日より施行されることにつきましては、本年1月29日付け福島医発第2744号（地）により貴会宛てご連絡申し上げたところであります。

今般、同政令等の一部を改正し、施行期日について「公布の日から10日を経過した日」（令和2年2月7日）から「公布の日から4日を経過した日」（令和2年2月1日）に改める旨等、厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。（指定感染症の期間：令和3年1月31日まで）

なお、これに伴い、感染症発生動向調査事業実施要綱についても改正され、令和2年2月1日から適用するとされているところですが、医師の届出基準については現在同省において検討中であり、決定次第、追って連絡させていただきます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ239F)

令和2年1月31日

都道府県医師会

郡市区医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の
一部を改正する政令等について

今般の新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）について、指定感染症（2類感染症相当）として定める等の政令等が公布されたことにつきまして、本年1月29日付け（健Ⅱ231F）により貴会宛てご連絡申し上げたところであります。

今般、同政令等の一部を改正し、施行期日について「公布の日から10日を経過した日」（令和2年2月7日）から「公布の日から4日を経過した日」（令和2年2月1日）に改める旨等、厚生労働省より本会あて別添のとおり通知がなされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。（指定感染症の期間：令和3年1月31日まで）

なお、これに伴い、感染症発生動向調査事業実施要綱についても改正され、令和2年2月1日から適用するとされているところですが、医師の届出基準については現在同省において検討中であり、決定次第、追って連絡させていただきます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健発 0 1 3 1 第 1 2 号
令和 2 年 1 月 3 1 日

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 釜 菴 敏 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部
を改正する政令等について

国内及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況の変化等に鑑み、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 22 号）、検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 23 号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 11 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 12 号）が公布・施行されたところである（別添 1 を参照）。

これらの命令の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴会会員へ周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第一 概要

1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して 10 日を経過した日から、同令の公布の日から起算して 4 日を経過した日に改めること。

（本則関係）

2 検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

検疫法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第12号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。（本則関係）

3 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和2年厚生労働省令第9号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。（本則関係）

4 検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第10号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。（本則関係）

第二 施行期日等

1 公布の日から起算して4日を経過した日（令和2年2月1日）から施行すること。

2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和2年厚生労働省令第9号）については、施行の日から起算して1年を経過した日（令和3年1月31日）に、その効力を失うこと。

第三 感染症発生動向調査事業

感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）について、別添2のとおり改めること。この実施要綱の改正は、令和2年2月1日から適用すること。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十二号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第八項、第七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「十日」を「四日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十三号

検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第十二号）の一部を次のように改正する。
附則中「十日」を「四日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

○厚生労働省令第十一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第九号）の一部を次のように改正する。

附 則 附則第一項中「十日」を「四日」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十二号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令
検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則中「十日」を「四日」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

新	旧
感染症発生動向調査事業実施要綱	感染症発生動向調査事業実施要綱
第 1 (略)	第 1 (略)
第 2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。	第 2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。
1 全数把握の対象 一類感染症 (略)	1 全数把握の対象 一類感染症 (略)
二類感染症 (略)	二類感染症 (略)
三類感染症 (略)	三類感染症 (略)
四類感染症 (略)	四類感染症 (略)
五類感染症 (全数) (略)	五類感染症 (全数) (略)
新型インフルエンザ等感染症 (略)	新型インフルエンザ等感染症 (略)
指定感染症 <u>(114) 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) であるものに限る。)</u>	指定感染症 該当なし
2 定点把握の対象 五類感染症 (定点) (略)	2 定点把握の対象 五類感染症 (定点) (略)
法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (115) 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。	法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (114) 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

3（略）

第3～第6（略）

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。

ただし、第5の3の（2）の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。

3（略）

第3～第4（略）

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。

ただし、第5の3の（2）の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 2 の 1 の対象感染症の追加に係る改正については、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 2 の 1 の対象感染症の追加に係る改正については、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。